

姫路市家島B & G海洋センター外3施設

(姫路市立家島運動広場、

姫路市立坊勢スポーツセンター、

姫路市立坊勢運動広場)

指定管理者募集要項

令和7年(2025年)7月

姫路市家島B&G海洋センター外3施設 指定管理者募集要項

姫路市家島B&G海洋センター外3施設（以下、「スポーツ施設」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）の候補者を募集します。

1 施設の概要

(1) 姫路市家島B&G海洋センター

- ① 所在地 姫路市家島町真浦1732番地73
- ② 設置年月 昭和63年5月
- ③ 施設概要
 - ア 構造 鉄筋コンクリート造2階建
 - イ 敷地面積 14,668㎡
 - ウ 延床面積 2,019.13㎡
- ④ 施設内容
 - ア 体育館
 - イ 多目的ルーム
 - ウ 温水プール 25m×6レーン・幼児用プール
(更衣室、シャワー室、コインロッカー)
 - エ ミーティングルーム
 - オ 艇庫 カヌー・ヨット等格納
 - カ 事務所
 - キ 駐車場 約20台

(2) 姫路市立家島運動広場

- ① 所在地 姫路市家島町真浦1732番地63
- ② 設置年月 昭和62年7月
- ③ 敷地面積 27,094㎡
- ④ 施設概要
 - ア グラウンド 10,000㎡（ナイター設備）
 - イ テニスコート 砂入り人工芝コート（2面・ナイター設備）

(3) 姫路市立坊勢スポーツセンター

- ① 所在地 姫路市家島町坊勢700番地24
- ② 設置年月 平成15年3月
- ③ 施設概要
 - ア 構造 鉄筋コンクリート造3階建
 - イ 敷地面積 15,208㎡
 - ウ 延床面積 5,010.42㎡
- ④ 施設内容
 - ア 体育館
 - イ 多目的ルーム

- ウ 温水プール 25m×6レーン・幼児用プール・流水プール2基
(更衣室、シャワー室、コインロッカー)
- エ グラウンド 7,225㎡(ナイター設備)
- オ テニスコート 砂入り人工芝コート(2面・ナイター設備)
- カ 事務所
- キ 駐車場 約40台

(4) 姫路市立坊勢運動広場

- ① 所在地 姫路市家島町坊勢768番地
- ② 設置年月 昭和59年3月
- ③ 敷地面積 7,813㎡
- ④ 施設概要 グラウンド 7,155㎡(ナイター設備)

(5) 施設利用者数

施設名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家島B&G海洋センター	体育館	2,379人	2,308人	2,250人	2,906人
	多目的ルーム	758人	770人	973人	1,055人
	温水プール※	8,287人	2,698人	2,619人	4,506人
	艇庫	649人	893人	896人	1,098人
	合計	12,073人	6,669人	6,738人	9,565人
家島運動広場	グラウンド	3,573人	3,662人	3,765人	2,900人
	テニスコート	2,566人	1,773人	1,375人	1,868人
	合計	6,139人	5,435人	5,140人	4,768人
坊勢スポーツセンター	体育館	3,722人	4,067人	5,481人	4,891人
	多目的ルーム	712人	879人	638人	322人
	温水プール	10,442人	12,436人	8,918人	7,693人
	グラウンド	1,636人	1,595人	2,241人	1,914人
	テニスコート	604人	366人	312人	378人
	ミーティングルーム	94人	50人	0人	0人
	合計	17,210人	19,393人	17,590人	15,198人
坊勢運動広場	合計	240人	240人	0人	0人

※ 家島B&G海洋センターの温水プールについて、令和4年度及び令和5年度に大規模改修を実施。

(6) 減免実績

施設名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家島B&G海洋センター	184,330円	131,559円	187,720円
家島運動広場	0円	10,880円	61,380円
坊勢スポーツセンター	169,982円	276,980円	227,080円
坊勢運動広場	0円	0円	0円
合計	354,312円	419,419円	476,180円

2 管理の基準

(1) 開館時間

原則として、午前9時から午後9時まで（姫路市家島B&G海洋センターの舟艇の使用は、午前9時から午後5時まで）

(2) 休館日

- ① 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とする。
- ② 12月28日から翌年1月4日まで（姫路市家島B&G海洋センターの舟艇は、11月1日から翌年4月30日まで）

(3) 使用許可及び使用の制限

姫路市体育施設条例第3条及び第4条の規定に基づき、使用許可及び使用の制限を行うこと。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 使用許可に関すること。
- (2) 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (4) 体育施設の利用調整に関すること。
- (5) 公共施設予約システムの運用に関すること
- (6) 災害・事故等防止に関する業務
- (7) 施設の利用指導及び安全管理指導に関する業務
- (8) 公益財団法人B&G財団に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ施設に関し市長が必要と認めること。

※ 詳細については、別紙「姫路市家島B&G海洋センター外3施設指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

4 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、スポーツ施設の設置目的に合致し、公の施設の運営に支障を及ぼさない範囲において、自らの発案により、施設を活用して任意に事業（以下「自主事業」

という。)を提案することができます。自主事業を提案する場合は、別途、「姫路市家島B&G海洋センター外3施設自主事業に関する事業計画書」(様式第3号)を提出してください。また、物販、自動販売機の設置等は自主事業と位置付けますが、この場合は、施設の占有使用が行政財産の目的外使用となることから、市に対し、別途使用許可の申請を行うとともに、行政財産目的外使用料を支払う必要があります。

(2) 継続して実施しなければならない事業

次の事業については、自主事業として実施すること。

① 水泳教室事業

水泳教室実施実績(別紙1)を参考に計画すること。また、水泳指導においては、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者のうち、競泳コーチ4と同等以上の資格を有する指導員が指導すること。

② 海洋性スポーツ・レクリエーション事業

カヌーやSUP(スタンドアップパドルボード)体験といった海洋性スポーツ・レクリエーション事業を計画すること(別紙2-1、2-2、2-3参照)。実施期間は、7月1日から10月31日までとします。ただし、市の承認を得て延期することができます。

(3) 特に積極的な提案を要請する自主事業

(必ず、下記①及び②に関する自主事業の提案書を提出の上、プレゼンテーション(P.12参照)を行うこと)

① 島外からの施設利用者の増加に資する事業

② 地域コミュニティの活性化に資する事業

(4) 自主事業収益

自主事業で見込まれる収益の全部又は一部を、指定管理料の提案額の低減に反映させることができます。この場合は、「姫路市家島B&G海洋センター外3施設指定管理業務収支予算書」(様式第2号-2)において指定管理料以外の収入(自主事業収益)として計上してください。

(5) その他

提案された自主事業は、指定管理者の指定後、実施の承認、不承認、条件等を指示するものとします。

5 管理業務の委託等の禁止

管理運営業務のうち清掃等のいわゆる行政法上の事実行為を第三者へ再委託することは差し支えありませんが、管理に係る業務を一括して再委託することはできません。また、条例で定めるところにより行う行政処分(使用許可等)に係る業務についても再委託できません。

なお、事実上の業務を再委託するに当たっては、「9 申請者の資格等」の欠格事由に該当しない者に対して再委託すること。

6 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

ただし、指定管理者が市の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとするときは、市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

7 利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を適用します。

8 指定管理に関する経費の支払い

(1) 指定管理に関する経費の財源

スポーツ施設の管理に要する経費は、市が支払う指定管理料(※)、利用料金及び自主事業収益等の収入によって賄うこととします。

(2) 指定管理料

指定管理料には、人件費、施設管理費(光熱水費、清掃、設備点検、草刈り等に係る経費及び1件当たり20万円未満の修繕費)及び事務費等が含まれます。

市が支払う指定管理料は、提案された収支予算書をもとに年度ごとの予算の範囲内で協定により決定します。支払時期や方法についても協定で定めます。

なお、原則として指定管理料の精算は行いませんが、指定管理者の指定後における物価変動に伴う経費の増減や、社会経済情勢の急激な変化など特別の事情があると市が認める場合は、双方協議の上、指定管理料を変更します。

(3) 指定管理料の提案

指定管理料は、別表1「姫路市家島B&G海洋センター外3施設収支決算書」を参考に提案を行ってください。物価変動に伴う経費の増減については、毎年の物価変動状況に応じて双方協議の上、指定管理料の変更を行うため、指定管理料には指定後の物価変動を考慮せず提案してください。なお、物価変動に伴う経費に係る双方協議を行う際に必要となるため、提案する指定管理料の積算内訳を示していただきますようお願いいたします。

ただし、次に示す上限額を超えて、指定管理料の提案を行った場合は失格となります。

上限額	116,415千円/年平均(消費税及び地方消費税含む)
-----	-----------------------------

※ 指定管理料については、全指定期間一律10%の消費税を見込んで提案してください。指定期間中に、消費税が増税となった場合は、収支予算書(様式第2号-2)に基づく指定管理料(提案額)とは別に、年度ごとに締結する協定で金額を定めず。

(4) キャッシュレス決済に要する経費

① 姫路市公共施設予約システムによるオンライン決済

スポーツ施設では、姫路市公共施設予約システムを導入し、クレジットカードによるオンライン決済ができる仕組みとなっています。本システムによるオンライン決済を行った場合は、手数料を差し引いた使用料等が決済代行業者から指定管理者の口座に振り込まれ、年度末に市から手数料相当額を指定管理者に支払います。

提案する指定管理料には、手数料は含まないでください。

② その他キャッシュレス決済

指定管理者は、利用料金をクレジットカード、電子マネー及びQRコードその他キャッシュレス決済で支払うことができるキャッシュレス決済を令和8年10月を目途に導入することとします。指定管理者は、利用者にとって利便性が高まるよう多様なキャッシュレス決済を提案した上で、決済代行業者と契約してください。キャッシュレス決済の導入及び運用に係る費用（インターネット接続環境に係る費用（初期導入費、回線撤去費含む。）、端末等の設置設定費、保守経費、消耗品経費等）については、すべて指定管理者の負担とします。ただし、手数料相当額については、年度末に市から指定管理者に支払うこととします。

提案する指定管理料には、手数料は含まないでください。

(5) 利用料金の減免に対する取扱いについて

利用料金の減免額については、想定される減免額相当分（過去の減免実績の平均額）を予め指定管理料から控除した上で、毎月の指定管理料の支払時に市から減免実績額を指定管理者に支払います。

(6) 留意事項

姫路市家島B&G海洋センター及び姫路市立坊勢スポーツセンターの事務所等の床面積と、姫路市内における申請者の現在の事業所の床面積を合算して1,000㎡を超える場合等に、地方税法に定める事業所税を課税される場合があります（詳しくは、姫路市市民税課 TEL：079-221-2265 へお問い合わせください。）。

9 申請資格

(1) 資格

次の要件を満たすことが必要です。

- ① 団体（共同事業体等のグループを含む。）であること（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない。）。
- ② 市内に事業所を有するなど、休日、夜間等において対応が必要な場合や、災害時の避難所として開設する必要性が生じた場合等、緊急時に迅速な対応がとれる体制を有する団体であること。

(2) 欠格事由（団体又はその代表者）

団体又はその代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ④ 本市において地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触する者
- ⑥ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和26年6月25日制定）の規定に基づく指名停止を受けている者
- ⑦ 法人にあっては当該法人の、法人以外の場合は代表者の市税及び国税を滞納している者
- ⑧ 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続を開始している者

(3) 欠格事由（その他）

団体の代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- ① 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である場合
- ② 暴力団員を使用した場合
- ③ 暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- ④ 暴力団員と密接な交際等を有している場合

(4) 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）の場合の条件

複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）応募の場合は、上記の(1)～(3)の条件に併せて、次の事項について留意してください。

- ① 複数の法人等がグループ（共同事業体を含む）を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うこと。
- ② 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）の構成団体は、単独での応募はできない。また同時に複数のグループ（共同事業体を含む）の構成団体となることはできません。
- ③ 代表となる法人等及びグループ（共同事業体を含む）を構成する法人等の変更は原則として認めません。
- ④ 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）を構成する各構成団体のいずれかが上記(2)又は(3)に該当する場合は応募することができません。

10 申請書類

	申請書類	様式	申請単位		部数
			単独	グループ	
1	姫路市家島B&G海洋センター外3施設指定管理者指定申請書	第1号	○	—	原本
		第1号-2	—	○	原本
2	姫路市家島B&G海洋センター外3施設指定管理者事業計画書	第2号-1	○	○	原本+10部
3	姫路市家島B&G海洋センター外3施設指定管理業務収支予算書 ※積算内訳を別紙（様式は自由。ただし、要旨はA4縦で横書き）に示すこと	第2号-2	○	○	原本+10部
4	姫路市家島B&G海洋センター外3施設自主事業に関する事業計画書	第3号	○	○	原本+10部
5	誓約書	第4号	○	◎	原本
6	暴力団員等の排除に係る調査承諾書	第5号	○	◎	原本
7	〇〇共同事業体の協定書	第6号	—	○	原本+10部
8	委任状	第7号	—	○	原本
9	申請団体の定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要が分かる資料 ※定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類には、申請者の原本証明が必要。	—	○	◎	原本+10部
10	【法人の場合】当該法人の登記事項証明書	—	○	◎	原本+10部
	【法人以外の場合】代表者の身分証明書（本籍地の長が発行するもの）				
11	【法人の場合】当該法人の国税の納税証明書（税務署様式その3の3） ※公告日以降に発行したもの	—	○	◎	原本+10部
	【法人以外の場合】代表者の国税の納税証明書（税務署様式その3の2） ※公告日以降に発行したもの				
12	【法人の場合】当該法人の直近2事業年度の法人	—	○	◎	原本+10部

	<p>税申告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表一関係(各事業年度の所得に係る申告書) ・別表二関係(同族会社等の判定に関する明細書) ・別表四関係(所得の金額の計算に関する明細書) <p>※法人税申告書の写しには、申告者の原本証明が必要。</p> <p>※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。</p>				
	<p>【法人以外の場合】代表者の直近2事業年度の税務申告書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書 ・収支内訳書(白色申告の場合)又は所得税青色申告決算書(青色申告の場合) <p>※法人税申告書の写しには、申告者の原本証明が必要。</p> <p>※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。</p>				
13	<p>申請団体の経営状況に関する書類(申請団体の直近2事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類)</p> <p>※経営状態に関する書類には、申請者の原本証明が必要。</p> <p>※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。</p>	—	○	◎	原本+10部
14	<p>代表者の印鑑証明書</p> <p>※公告日以降に発行したもの</p>	—	○	◎	原本

※ その他事業計画の内容及び団体についての特記事項を証する書類があれば提出してください。

※ 部数欄の“原本+10部”については、原本とコピー10部を提出してください。

※ グループ応募の場合は、“◎”の申請書類については、構成するそれぞれの団体について提出してください。

※ 申請書類の13「申請団体の経営状況に関する書類」については、指定管理者に指定された場合、指定期間中は毎年度、団体の決算書類(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類)を提出していただきます。

1.1 申請手続

(1) 提出方法

持参

(2) 提出先

姫路市観光経済局スポーツ振興室（市役所本館8階）

(3) 提出期間

令和7年7月22日（火）から同年9月10日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

※ 申請書類は、持参してください。

※ 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合は、受け付けることができません。

1.2 現地説明会の実施

現地説明会を次の要領により開催します。参加を希望する場合は、あらかじめ申し込んでください（1団体3名まで）。

(1) 開催日時

令和7年8月6日（水）午後2時00分から 4時間程度

(2) 申込方法

説明会参加申込書（様式第8号）で、令和7年8月1日（金）までにスポーツ振興室施設担当までE-mailで申し込んでください。

※ 行程については、申込人数により計画しますので、後日詳細を連絡します。

1.3 図面等の閲覧

各施設の図面等を閲覧することができます。

(1) 日時

令和7年7月22日（火）から同年9月10日（水）まで（土日祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 閲覧場所

姫路市観光経済局スポーツ振興室（市役所本館8階）

1.4 質問書

当募集要項及び仕様書の内容に関する質問は、質問書（様式第9号）に記入の上、スポーツ振興室施設担当まで郵送又は持参で提出してください。これ以外の方法（電話、E-mail、FAX等）によるものは受け付けませんのでご了承ください。

(1) 質問項目ごとに一枚の質問用紙を使用してください。

(2) 質問の受付は、令和7年8月15日（金）午後5時まで（郵送の場合必着）とします。

(3) 質問への回答はホームページ及びスポーツ振興室にて公表します。なお、個別の回答は行いません。8月25日（月）公表予定

HPアドレスは、「<https://www.city.himeji.lg.jp/kanko/0000031325.html>」

15 申請に要する経費

申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。

16 無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格とする場合があります。

- (1) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (2) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 指定管理料の提案額が、市が設定した上限額を上回っているもの
- (5) その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

17 選定

指定管理者とすべき候補者を選定するための審議及び審査は、姫路市観光経済局指定管理者選定委員会（第二部会）（外部委員3名、内部委員2名。以下「選定委員会」という。）で行います。

審査に当たり、提出書類等について各団体の代表者又は代理の方2名以内により説明していただきます（プレゼンテーション及び質疑）。日時については、別途連絡します。

なお、申請者が多数の場合、又は書類審査の段階で明らかに要求要件を満たしていないと判断される場合は、選定委員会の判断により、書類審査の段階で選外とすることがあります。

18 審査の基準

指定管理者選定のための審査は、姫路市体育施設条例第17条第2項各号に掲げる基準及び姫路市指定管理者制度導入基本方針に定める基準を基に、選定委員会が定める基準（別表2）に基づき行います。

19 選定結果の通知

選定の結果は、結果のいかんにかかわらず文書で通知します。

20 選定結果の公表

選定手続きの透明性を確保するため、選定結果（申請団体名、評点結果及び指定管理料提案額等）を公表します。この場合、指定管理者候補者となった団体以外は、申請団体名と評点結果が結びつかないように配慮します。ただし、申請団体数が2団体のみであった場合は、この限りではありません。

21 指定管理者の指定

選定した候補者については、指定管理者制度運用委員会において候補者として承認

した後、議会の議決を経て、指定管理者として指定を行います。

2.2 協定の締結

指定管理者の業務の実施に当たり、市は、姫路市指定管理者制度導入基本方針に定める事項等について指定管理者と協定を締結します。

2.3 指定管理者の評価

指定期間中、管理運営業務について、適正かつ確実なサービス提供が行われているか評価等を行います。また、評価結果については、市のホームページ等で公表します。

2.4 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、理由のいかんにかかわらずお返しできません。
- (2) 提出された書類は、指定管理者候補者の選定以外の用途には使用しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します（使用の目的は庁内及び選定委員会での検討に限ります。）。
- (4) 提出された申請関係書類及び指定期間中の管理運営に係る事業計画書、各種報告書類は、必要に応じて公表することがあります。ただし、公表に当たっては、個人情報や申請団体の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし内容の判断をします。

2.5 海岸保全施設整備（高潮対策）事業に伴う坊勢運動広場の休場について

令和8年度に海岸保全施設整備として防潮堤整備等の工事を行う予定です。この場合、数か月に渡り坊勢運動広場は休場となります。

当該工事により、土地の範囲や形状の変更、倉庫や夜間照明設備等の附属施設について撤去又は設置場所が変更となる可能性があります。

2.6 添付書類

- (1) 姫路市体育施設条例
- (2) 姫路市体育施設条例施行規則
- (3) 姫路市指定管理者制度導入基本方針
- (4) 姫路市家島B&G海洋センター及び姫路市立坊勢スポーツセンター平面図

2.7 問合せ先等

姫路市観光経済局スポーツ振興室 体育施設担当 常峰・柳井・越智

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎本館8階

電話：079-221-2699

FAX：079-221-2045

E-mail：sports-sisetsu@city.himeji.lg.jp

【募集から管理業務開始までの流れ（予定）】

